

事務処理説明会

戦略的イノベーション創造プログラム
(SIP第2期 = 補完版 =)

「脱炭素社会実現のためのエネルギーシステム」

「統合型材料開発システムにおけるマテリアル革命」



国立研究開発法人科学技術振興機構

イノベーション拠点推進部

本日のご説明

- (1) 事務処理説明書 = 補完版 = (SIP第2期) のご説明
- (2) 事務処理のスケジュールについて
- (3) その他

(1) 事務処理説明書 = 補完版 = (SIP第2期) のご説明

平成30年度委託研究事務処理説明書 補完版 (以下、本補完版という) について (補完版 P2)

- 「戦略的イノベーション創造プログラム (S I P) 第2期」委託研究契約にかかる書類
以下に掲載しております。報告書等の作成等に当たっては、必ず下記URLからダウンロードの上、
所定の電子ファイルをご使用ください。

○委託研究契約にかかる書類 (契約書雛形、事務処理説明書、説明書別添、経理様式、知財様式等)

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

(大学等)

<https://www.jst.go.jp/contract/sip2/h30/sip2a.html>

(企業等)

<https://www.jst.go.jp/contract/sip2/h30/sip2c.html>

○その他の報告様式にかかる書類 (「SIP第2期 マッチングファンド支出状況確認書」は、こちら。)

<https://www.jst.go.jp/sip/>

「SIP第2期」における固有の用語の説明 (補完版 P4)

●課題略称

- ・「脱炭素社会」と略称する。
- ・「マテリアル革命」と略称する。

●用語（「マテリアル革命」のみ）

- ・「Leader」は研究責任者を指し、「Co-Leader」主たる共同研究者のうち、1名。両者は対等の立場で課題研究の推進役にあたる。

●用語（2課題共通）

- ・「研究開発計画」は、内閣府によって定められた各課題の研究計画。
 - 委託研究契約と対応するのは「研究開発実施計画書」（共通版P9は「研究計画書」と呼称。）
- ・「研究開発項目」は、研究開発実施の単位（研究責任者の公募の際の単位）

委託研究事務処理説明書の見方（補完版 P6）

- 経理契約等の共通事項は「**共通版**」に記載し、SIP第2期の独自事項は「**補完版**」に説明を記載。
- SIP第2期の独自事項「**補完版**」は、以下の2種類の表現で説明を記述。

共通版に追加補足となる説明

共通版と異なり上書きとなる説明

「**大学等／企業等**」は、合冊版となっています。（※「共通版」は分冊となっています。）

○事務処理説明書 共通版 大学等

<https://www.jst.go.jp/contract/download/h30/h30a301manua181101.pdf>

○事務処理説明書 共通版 企業等

<https://www.jst.go.jp/contract/download/h30/h30c301manua181101.pdf>

本事業は内閣府が定義する競争的資金ではありませんが、間接経費など一部を除き競争的資金の取扱いに準拠します。

1. 共同研究契約または覚書 (補完版 P7) (共通版 大学等P13、企業等P13)

- 研究チームに参画する研究機関間で「共同研究契約」等の取り交わし。
(目的) ①連携・権利義務の明確化のため。
②知的財産権の取扱いや秘密保持等。
- 参画機関との間で取り交わした「共同研究契約」等は、
その写しをJST課題担当者へ提出。
- 様式は「共同研究契約」「覚書」等、いずれも可。
(各機関の方針管理に基づく形態で実施。)

2. 委託研究契約の締結単位について

(補完版 P7) (共通版 大学等P16、企業等P16)

- **正本2部**作成 (研究機関、JSTで1部ずつ保管)
- 契約者名義は**機関機関の代表者**または、**適切に権限を委譲された者**。

SIP第2期では、

- 「研究開発実施計画書」 (**個別テーマ**) 毎に、契約締結。
- 同一研究機関、同一研究担当者でも、**独立管理が必要な個別テーマ**とサブPDが判断した場合は、**分割した複数の委託研究契約**を締結。
- 委託研究費配分がなくとも、「研究開発実施計画書」を伴い参画の場合、**額面0円の委託研究契約**が必要。

3. J S Tへの返還金等振込先口座（S I P専用）

（補完版 P8）（共通版 大学等P19、企業等P19）

- S I P 第2期においては、**返還金等の振込先**は以下の口座となります。

みずほ銀行 東京中央支店 普通預金 2 4 9 9 0 1 4

口座名義 国立研究開発法人科学技術振興機構 SIP 口座

口座名義フリガナ コクリケンキウカイツホウジ`ンカ`ク`ジ`イツシンウキコウイスア化`-コウサ`

※必ず事前に、**振込日を担当部署あて**メールでご一報ください。

※ J S T の他事業の口座と異なりますので、ご留意ください。

4. 旅費の計上の対象となる事由

(補完版 P8) (共通版 大学等P31、企業等P31)

- 「共通版」の旅費計上対象事由

「研究成果の発表」「研究チーム内のミーティング」

「直接経費により雇用される者の赴任旅費」「外部専門家の招へい」

「フィールドワーク（観測、試料採取、現地調査等）」

その他研究実施上、必要な事由が発生した場合。

- 上記に示す「共通版」の事由に加え、

本事業では、**JST及び内閣府等当該SIP課題の関連機関が主催する**

ミーティング、シンポジウムが開催される場合があります、それらについても

旅費計上の対象となります。

5. 間接経費について (補完版 P8~P9) (共通版 大学等P45、企業等P45)

SIP第2期では、

- 大学等

直接経費の15%を上限。

- 企業等

直接経費の10%を上限。

※但し、「中小企業」に該当の場合は、

契約締結時に「中小企業者証明書」(経理様式20) 提出にて、
直接経費の15%を上限。

なお、「委託研究費 = 直接経費 + 間接経費」となります。

6. 間接経費の使用実績等の報告について

(補完版 P9) (共通版 大学等P47とP75、企業等P47とP74)

間接経費実績報告等について

SIP第2期では、**報告義務ナシ**。

但し、証拠書類等は適正に保存が必要。(機関側の編纂ルールで可。)

【理由】

当該事業予算は「競争的資金」ではないため。

【注意点】

e-Rad提出の「競争的資金」の「間接経費実績報告書」へ
混入しないように注意。

7. 研究担当者の移籍等について

(補完版 P9～P10) (共通版 大学等P49～P50、企業等P49～P50)

- 研究担当者が他機関へ移籍（異動）、退職等する場合
 - ①研究担当者を変更（交代）して、同一機関で引き続き研究開発継続する方法。
 - ②研究担当者が異動先の機関で研究開発を継続する方法。本研究が支障なく継続できるとJSTが判断した場合は、上記①②のいずれの方法も可能。
 - 具体的には、プログラムディレクターの確認を経て決定。その事実が判明したら**速やかにJST課題担当者**へご連絡。
(処置決定後、「研究中止申請書」(経理様式4-①)の提出が必要。)
- 当該研究開発委託実施計画自体から**脱退**するという場合、
 - 「研究中止申請書」(経理様式4-①)を提出。
(**提出期限**) **研究終了となる予定の日の30日前まで。**

8. 知的財産権の第三者に対する移転または専用実施権等の設定等について (補完版 P10) (共通版 大学等P58、企業等P57)

SIP第2期においては、

以下のケースにおいても、通知のみではなく事前に「知的財産権移転承認申請書（知財様式3）」、「専用実施権等設定・移転承認申請書（知財様式4）」等の提出の上、知財委員会に諮り、その検討結果を受けて実施が必要。

【共通版の取り扱い】

第三者に知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）を行う場合、研究機関は所定の様式により予め申請を行い、JSTの承認を受ける必要があります。ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のa.からc.に該当する場合は、以下②の通知のみとすることができます。

- a. 研究機関が株式会社である場合で、研究機関がその子会社（会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- b. 研究機関が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- c. 研究機関が技術研究組合である場合で、研究機関がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合。

9. 公表時の謝辞について

(補完版 P11) (共通版 大学等P63、企業等P62)

●論文発表等の「謝辞 (Acknowledgement)」

(和文) 本研究 (の一部) は、内閣府総合科学技術・イノベーション会議の戦略的イノベーション創造プログラム (SIP)「課題名」(管理法人: JST) によって実施されました。

(英文) This work was supported by Council for Science, Technology and Innovation (CSTI), Cross-ministerial Strategic Innovation Promotion Program (SIP), “課題名”(Funding agency: JST).

●課題名 (和文および英文)

「脱炭素社会実現のためのエネルギーシステム」

Energy systems toward a decarbonized society

「統合型材料開発システムによるマテリアル革命」

“Materials Integration” for revolutionary design system of structural materials

10. 各種報告書等の提出について

(補完版 P11) (共通版 大学等P74、企業等P74)

S I P 第2期においては、以下の様式が追加となります。

様式	報告書等の名称	提出期限等
経理様式20	中小企業者証明書	委託研究契約締結時（条件に該当する法人のみ）
報告様式1	SIP第2期マッチングファンド支出状況確認書	委託研究契約締結後、 毎年度11月30日まで 及び、年度終了分について 翌5月31日まで に提出。 C. のII「マッチングファンドについて」にも詳述がありますので併せてご確認ください。

I. 知財委員会に関すること（補完版 P13）（共通版に記載がない事項）

- 「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」に従い、研究開発成果に関する論文発表及び特許等（以下、「知財権」という）の出願・維持の方針を審議決定。
（<http://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sipshishin.pdf>）
- 原則、PDまたはPDの代理人および主要な関係者で構成。
（必要に応じて専門家等含む。）
- 「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」を基に、委託研究契約書（別記4）知財条項第4条、第1項、第1号から第8号の定めに基づき運営。

（参考）S I P 第2期用「委託研究契約書」雛形

<https://www.jst.go.jp/contract/download/h30/h30sip2s201keiya181023.pdf>

II. マッチングファンドについて1（「企業等」のみ）

（補完版 P14～P17）（共通版に記載がない事項）

【背景】

- SIPにおける研究課題は、社会的に不可欠で日本の経済産業力にとって重要なものを対象。
- **基礎研究から実用化事業化まで**を見据えて一貫通貫で研究開発を推進するもの。
- 国費だけでなく、**民間からの研究開発資金（以下「民間資金」）**も活用し、推進。

II. マッチングファンドについて2（「企業等」のみ）

（補完版 P14～P17）（共通版に記載がない事項）

【導入経緯】

内閣府が定めた「戦略的イノベーション創造プログラム運用指針」に以下のような「民間資金」活用の記載あり。

- 「産学官連携体制の構築」
- 「研究開発の成果を参加企業が実用化・事業化につなげる仕組み」
- 「マッチングファンドの要素をビルトイン」

II. マッチングファンドについて3（「企業等」のみ）

（補完版 P14～P17）（共通版に記載がない事項）

【民間資金の定義】

民間企業が本研究開発に拠出し、マッチングファンドとして負担する研究開発費等。

- 都度の実支出を伴う研究費（いわゆる**真水研究費**）
- 既存設備の社内規定に基づく使用料や社内単価のようなものも可。
（管理費については合理的な説明が付く範囲で承認。）
 - ※ 一般的に「**製造原価や売上原価**」に算入賦課されるものうち、合理的計算に基づき**当該研究に配賦されるのがふさわしいもの**。
 - ※ 「販売費及び一般管理費」に該当するものは対象外。
 - ※ 委託研究契約における「**間接経費**」との仕分けに留意。

（**国立大学法人、公立大学法人等の独立行政法人や公的機関はいずれも対象外。**）

II. マッチングファンドについて4（「企業等」のみ）

（補完版 P14～P17）（共通版に記載がない事項）

【民間資金の規模】

- 研究開発項目毎に設定した期待する民間資金額から、最終的には研究開発実施計画に落とし込んで定めた拠出計画額に沿って管理を実施。
- 民間資金の規模の測定には、以下の算式「マッチング率」を用いる。

$$\text{マッチング率} = \frac{\text{民間資金総額（企業等）}}{\text{民間資金総額（企業等）} + \text{委託費合計（大学等} + \text{企業等）}}$$

※（注意）

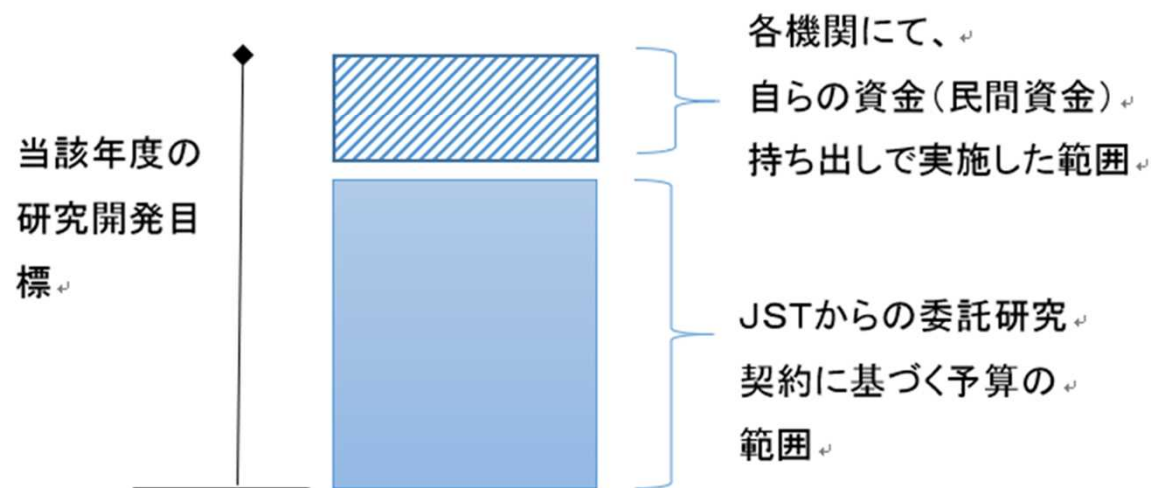
個別の委託研究契約毎ではなく、**研究責任者毎の採択単位（大学等を含むすべての参画機関）**にて**マッチング率**を測定し、評価を実施。

II. マッチングファンドについて5 (「企業等」のみ)

(補完版 P14~P17) (共通版に記載がない事項)

考え方のパターン事例 1-1

各機関において、研究開発実施計画に基づき、自らの資金(民間資金)を持ち出して研究を行う場合

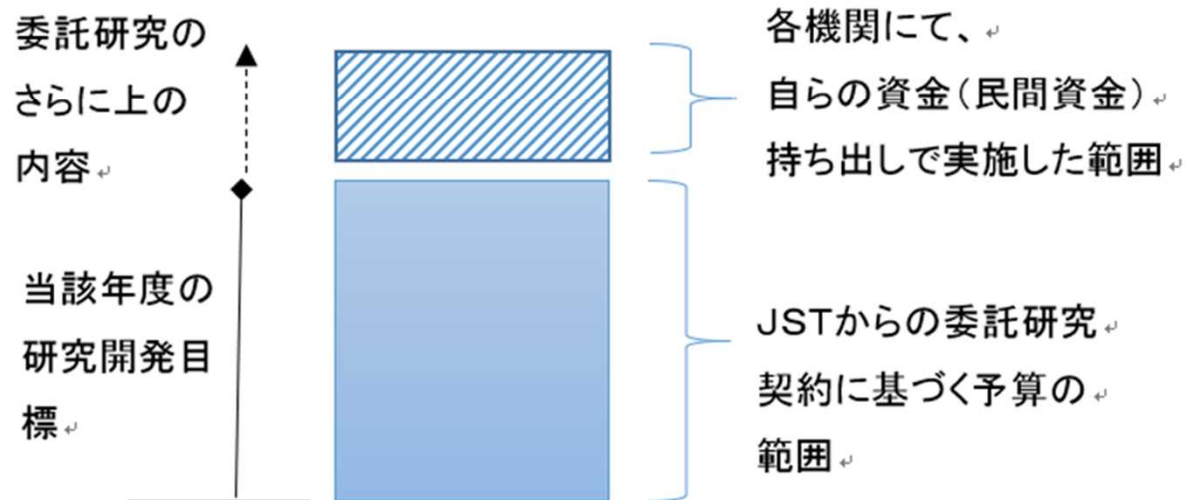


II. マッチングファンドについて6 (「企業等」のみ)

(補完版 P14~P17) (共通版に記載がない事項)

考え方のパターン事例 1-2

各機関において、委託研究内容のさらに上を目指し、自らの資金(民間資金)で研究を行う場合



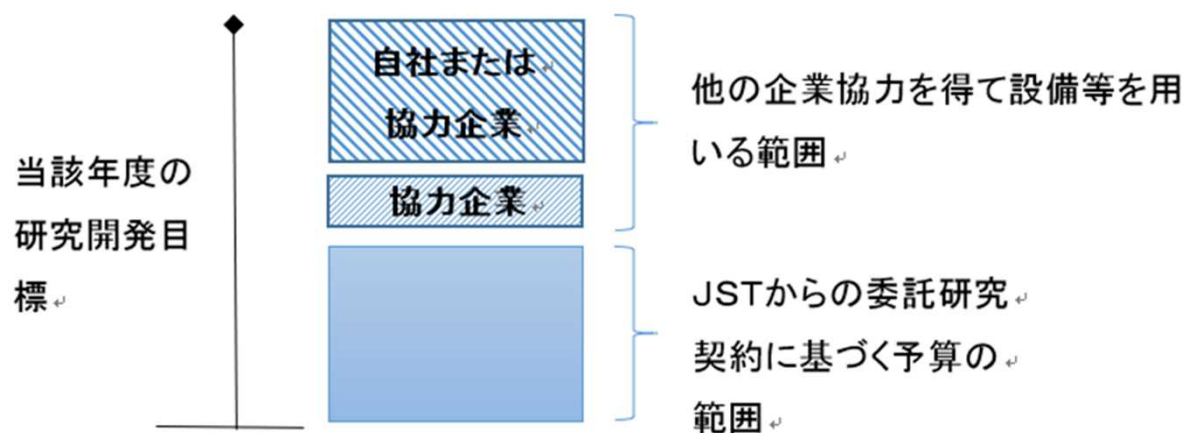
II. マッチングファンドについて7 (「企業等」のみ)

(補完版 P14~P17) (共通版に記載がない事項)

考え方のパターン事例2

委託研究の内容に加えて、自動運転のように各企業等が協力して実証実験等を行う場合(例えば、インフラ整備は国、車輛の提供や通信環境の提供は民間企業)、他には、委託研究先で開発した機器等について、他の企業協力を得て設備等を用い試験等を行う場合等

(大学・国研に委託した場合でも民間企業と連携し研究開発を実施した場合の民間企業による支出分も加えます。)



II. マッチングファンドについて8（「企業等」のみ）

（補完版 P14～P17）（共通版に記載がない事項）

【マッチングによる民間資金の対象その1（直接経費でも支出可。）】

①-1. 事務処理説明書（共通版） 22ページ

「4. 委託研究の予算費目」

①-2. 「府省共通経費取扱区分表（別添9）」に分類される経費。

※「別添9」の資料は、「特記事項」欄を必ず参照ください。

但し、当該委託研究費（直接経費）実績報告額の集計内訳と重複しないよう留意ください。

II. マッチングファンドについて9（「企業等」のみ）

（補完版 P14～P17）（共通版に記載がない事項）

【マッチングによる民間資金の対象その2（直接経費では支出不可のもの。）】

- ②研究担当者（研究責任者及び主たる共同研究者）にかかる人件費のうち、本研究開発に従事したエフォート相当分。
- ③本研究開発に密接に関連し、研究計画の達成のために必要性が高いと判断される研究のための支出に相当するもの。
→ 「考え方のパターン事例2」のような実証実験等のために必要な設備等の提供を受けた際の使用料や償却費換算集計額等。
- ④研究機関において規程等で適切に取り決めを行い定められたもの
→ 社内のモジュール単価（原価計算や管理会計上の配賦額が加味された、いわゆる「社内単価」）等でも、換算集計により対象とすることが可。（例：国プロ受託時に使用する取り決め単価等）

II. マッチングファンドについて10（「企業等」のみ）

（補完版 P14～P17）（共通版に記載がない事項）

【民間資金の支出状況確認について】

- 提出が必要な書類

「マッチングファンド支出状況確認書」（報告様式1）

- 取りまとめ提出方法について

必ず**研究責任者経由**で取りまとめを行い、JST 課題担当者へ提出。

- 提出は年2回

① 中間確認（**11/30までに**） 上半期9月末までの支出実績と10月以降下半期計画額。

② 年度末確認（**翌5/31までに**） 1年分の支出実績状況を提出。

II. マッチングファンドについて11（「企業等」のみ）

（補完版 P14～P17）（共通版に記載がない事項）

【年度評価における取り扱い】

- SIP（第2期）では、
すべての研究開発課題に対して**毎年評価を実施**。
- **マッチングファンドの支出状況（実績）**も、
いくつかの**評価項目の中の1つ**。
- 評価結果が研究費の増減に反映される場合もあり。
但し、委託研究契約の条項として**ペナルティの対象ではない**。

マッチングファンドの様式について12 (「企業等」のみ)

〈報告様式1〉

2018年度 2019年5月31日

SIP第2期 マatchingファンド支出状況確認書

課題名 :
 研究開発課題名 :
 研究開発項目名 :
 研究題目名 :
 研究表任者名 :

	年度計画	上期金額	下期金額	年間報告額	マッチング率	
					当年度分 =#DIV/0!	累計分 =#DIV/0!
(単位:円)						
企業負担 (マッチングファンド) 分						
参画企業 A	0	0	0	0	0	0
参画企業 B	0	0	0	0	0	0
参画企業 C	0	0	0	0	0	0
参画企業 D	0	0	0	0	0	0
参画企業 E	0	0	0	0	0	0
企業負担合計	0	0	0	0	0	0
JST委託費分						
大学等研究機関 A	0			0	0	0
大学等研究機関 B	0			0	0	0
大学等研究機関 C	0			0	0	0
大学等研究機関 D	0			0	0	0
大学等研究機関 E	0			0	0	0
参画企業 A	0			0	0	0
参画企業 B	0			0	0	0
参画企業 C	0			0	0	0
参画企業 D	0			0	0	0
参画企業 E	0			0	0	0
JST委託費合計 (大学等+企業等)	0			0	0	0

※毎年度11月末及び翌年5月末までに提出してください。
 ※「JSTからの委託研究費」の「年度計画」セルは、契約金額を入れてください。(契約変更による金額増減も加味。)
 ※11月末時点の提出の際は、「下期金額」は計画額を入れてください。

(共通版に記載がない事項)

※提出は、左記フォーマットの支出状況確認書のみ。

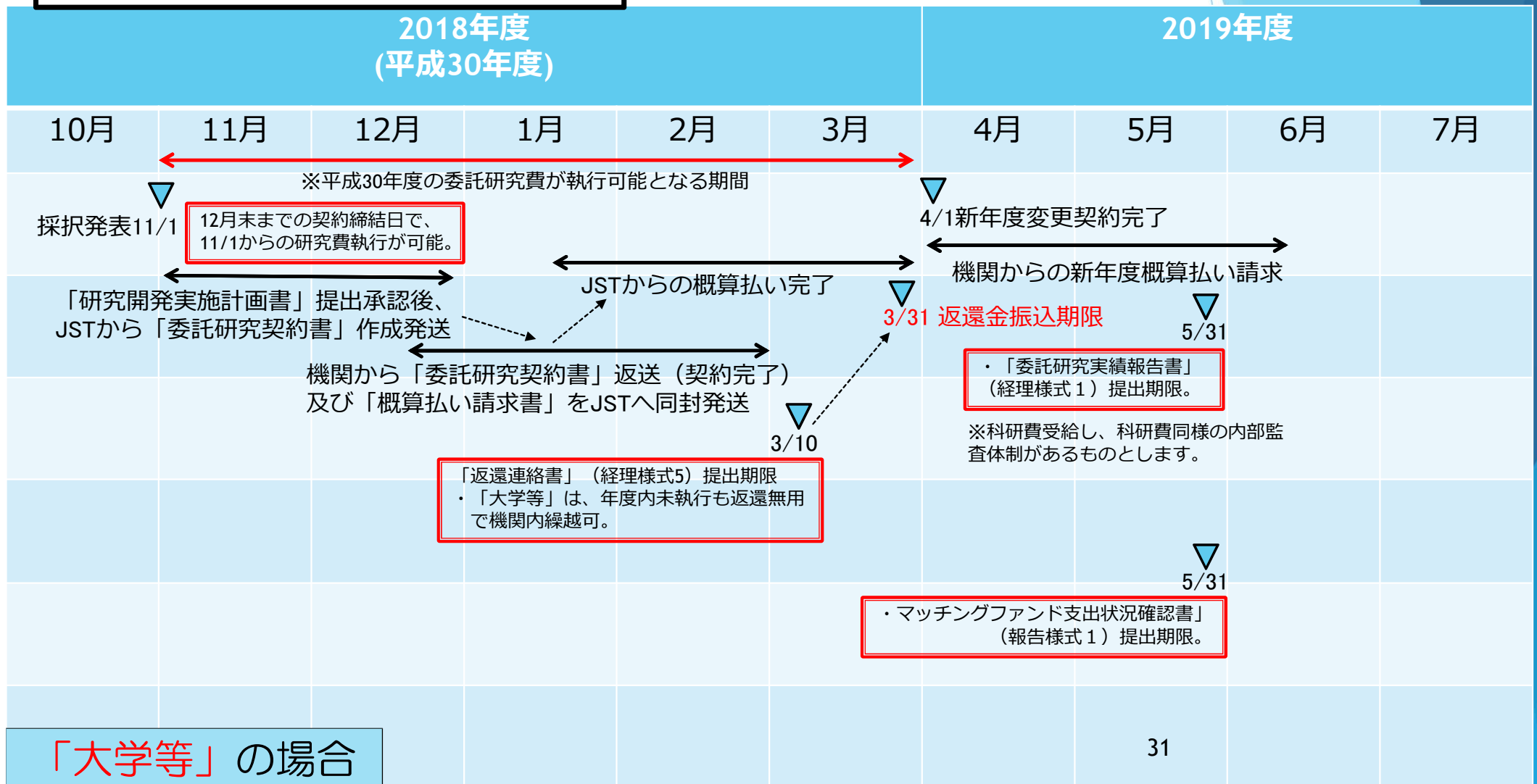
※研究責任者が、1表に集計し取りまとめて提出。

※帳票類、調達方法、証憑類の編纂等は、自己資金による執行であるため、機関側のルールに基づき適正処理で可。

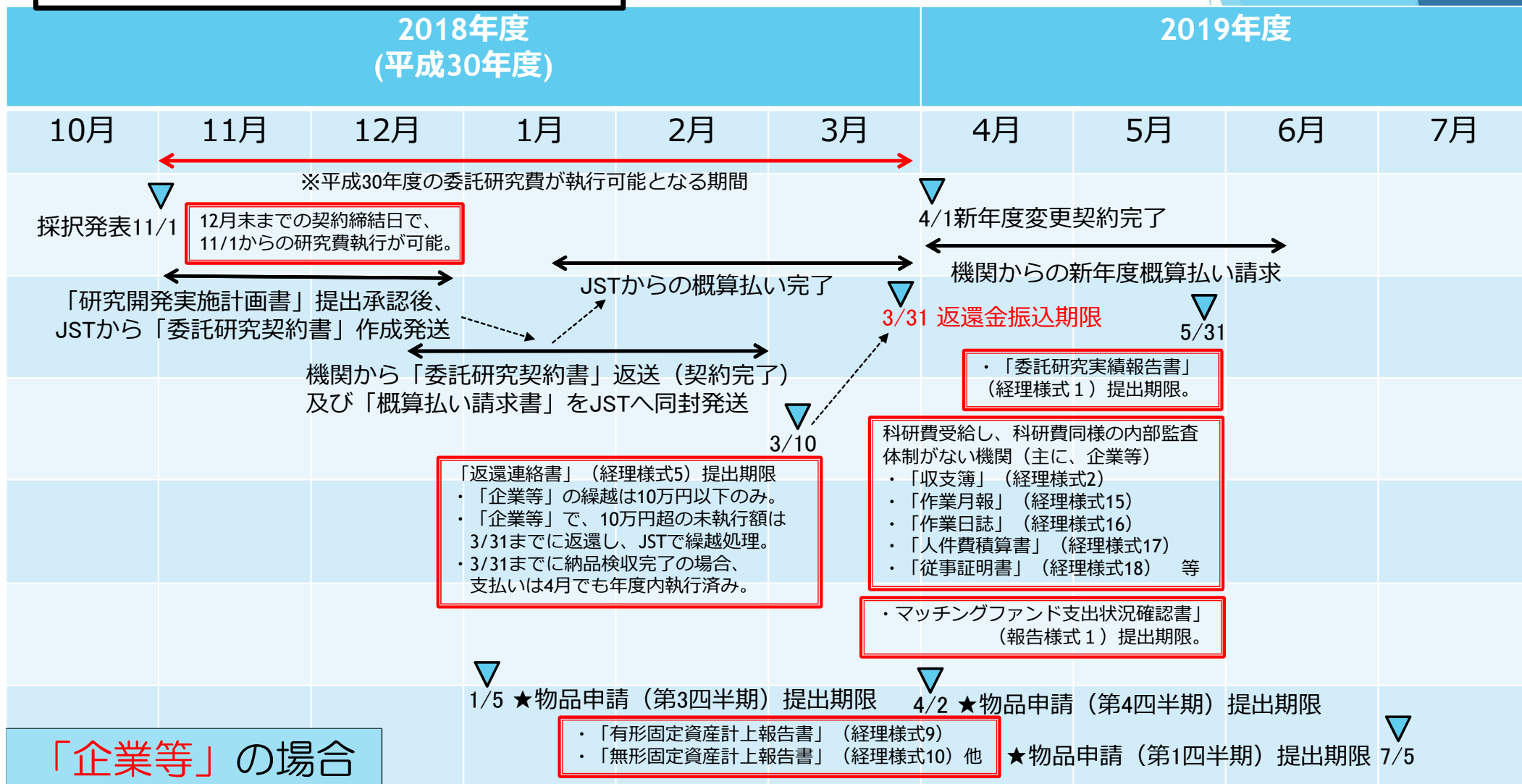
※内閣府等による照会や、検査監査等があった場合に、内訳や根拠金額について説明できるように整理しておいてください。

(2) 事務処理のスケジュールについて

この表は、
複数年（2会計年度）契約の概算払い方式を前提にしています。



この表は、
複数年（2会計年度）契約の概算払い方式を前提にしています。



(3) その他

★委託研究契約の取り交わしに先立って（お願い）

- 「研究不正」「経理不正」に対する
体制整備等自己評価リストの提出について
→ 未提出の機関は速やかに。
- 提出は「e-Radシステム」経由となります。
- 未提出の場合は、
委託研究契約取り交わしの事務に着手できません。

本補完版に関するお問合せ・書類提出先 (補完版 P2)

本補完版掲載内容に関するご質問などは、以下の連絡先までお問い合わせください。

科学技術振興機構 イノベーション拠点推進部	
〒102-0076 東京都千代田区五番町7 K's五番町	
TEL	03-6261-0013
FAX	03-5214-8496
課題「脱炭素社会実現のためのエネルギーシステム」	
E-mail	sip-energy-system ATjst.go.jp ” AT”を”@”に置き換えてご利用ください。
課題「統合型材料開発システムによる,マテリアル革命」	
E-mail	sip-materialATjst.go.jp ” AT”を”@”に置き換えてご利用ください。

ご静聴ありがとうございました。 35